

プレス公表概要

平成10年8月－1

- (1) 題名:いわゆる「合法ドラッグ」と称される芳香剤等の試験結果について
- (2) 検査数:14品目
- (3) 検出された成分:[]内は製品数

亜硝酸エステル類(亜硝酸アミル[1]、亜硝酸イソブチル[13])

注)吸入による医薬品的効能効果を得ることを目的として

製品を製造、輸入、販売、広告した場合は薬事法に違反する。

このページでは、プレス公表文と違反製品の概要について紹介しています。

なお、違反製品の販売名は、プレス公表当時のものであり、現在は同じ販売名でも内容成分を、薬事法に抵触しないものに変更している可能性もあります。

また、都では現在市場で流通している製品全てについて試験検査しているわけではありません。ここに掲載されている製品以外にも危険な製品が流通していることが予想されますので十分注意して下さい。